

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月10日

【発行者名】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿部 修平

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー

【事務連絡者氏名】 田中 美紀子

【電話番号】 03 - 6711 - 9200

【届出の対象とした募集（売出）日興・スパークス・アジア中東株式ファンド
内国投資信託受益証券に係るファンド（資産成長型）
ンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）1兆円を上限とします。
内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年2月10日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、訂正すべき事項および半期報告書提出に伴う訂正事項がありますので、これらの修正を行うものです。

2. 【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)～(2) 略

(3)【ファンドの仕組み】

中略

略

委託会社の概況

<訂正前>

- a. 資本金 25億円（平成26年11月末日現在）
- b. 略
- c. 大株主の状況（平成26年11月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

<訂正後>

- a. 資本金 25億円（平成27年5月末日現在）
- b. 略
- c. 大株主の状況（平成27年5月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

2【投資方針】

(1)～(2) 略

(3)【運用体制】

第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制 は以下の通り更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

アジアのオルタナティブ運用において世界最大級のSPARXグループの一員であるスパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドが実質的に運用を行います。

委託会社

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

日本で数少ない独立系資産運用会社

親会社であるスパークス・グループは、資産運用会社としては、日本で初の上場企業、2001年12月JASDAQ上場（8739）

SPARXグループは、アジアのオルタナティブ投資では世界最大級の資産運用グループ
欧米、中東などのグローバルな顧客基盤

投資先ファンドの管理運用会社

スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッド

SPARXグループ傘下のファンド運営子会社であり、投資先ファンドの運営管理を担当

投資先ファンドの投資助言会社

スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド

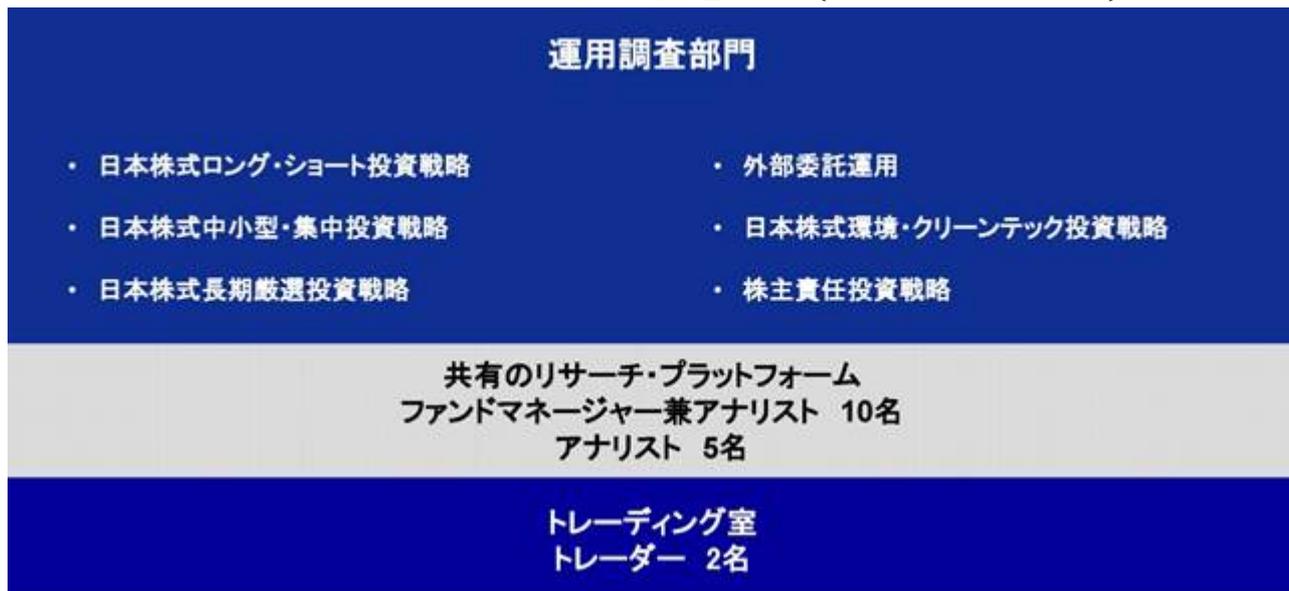
SPARXグループの一員であり、アジア地域への投資やオルタナティブ投資を強みとする

投資助言会社

スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドに対して投資助言を行う

香港に拠点を構え、プロフェッショナルを配置

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成27年5月末日現在）



当社においては、創業以来「マクロはミクロの集積である。」との一貫した投資哲学の下、運用調査の担当者自身が個々の企業に対して経営者との面談を含む深度ある調査を積み重ねています。その知見と経験に基づく個々の企業の投資価値に対する高い評価能力が、当ファンドの銘柄選択と投資判断を支えています。調査結果及びその分析と評価等は、運用戦略の区分を超えて日本株の運用調査に携わる全てのファンド・マネージャーとアナリストが共有し、その内容を検討し、調査や評価の手法と能力の向上にチームとして取組み、個人の力量に過度に依存しない安定的な運用体制の維持に努めております。従って、当社が運用するファンドの投資判断を担うためには、その基盤となる調査や評価について当社固有の知見や手法を会得する必要があり、ファンド・マネージャーには、他社における運用経験だけでは不十分であり、当社での十分な調査経験が必要とされます。

平成27年5月末日現在において、日本株の運用調査に携わる人員数は15人、運用経験年数は総計208年（平均13年）、また当社での運用経験年数合計は、155年（平均10年）となっております。

また、日本証券アナリスト保持者10名、米国証券アナリスト検定会員(C F A)保持者1人、米国M B A保有者4名となっております。

なお、当ファンドは、下記のチーフ・インベストメント・オフィサー(C I O)の指揮・監督の下、C I Oに指名されたファンド・マネージャーが日々の具体的な運用を担当します。運用に係る最終的な責任はC I Oが担っております。

藤村 忠弘

当社取締役 運用調査本部長

日本証券アナリスト協会検定会員、米国証券アナリスト検定会員(C F A)

1986年に国内の投信委託会社に入社、米国留学等を経て、

1999年7月に当社入社以降、継続して日本株式の運用調査部門に所属。

運用経験年数：24年(他社での運用経験：9年、当社での運用経験15年)

意思決定プロセス

- a. ファンド・マネージャーは、C I O（運用調査本部長）の指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」での審議を求めます。
- b. C I O（運用調査本部長）は投資政策委員会を主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月2回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。
- c. 上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理規程」及び「投資政策委員会規程」に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

議決権の行使指図に関する基本的考え方

当ファンドは、主として個々の企業に対する調査を重視した銘柄選択と投資判断に基づく運用を行っており、当該企業の経営方針等に賛同できる企業を投資先として選定した場合には、会社提案に賛成の意思表示を行うのが通常ですが、指図に先立ち、全ての議案につき株主利益の向上に資するかを検証しております。なお、多数の議案を短期間に検証する必要もあり、議案の類型毎に行使ガイドラインと運営プロセスは社内にて規則化されており、議決権の適切な行使に努めております。

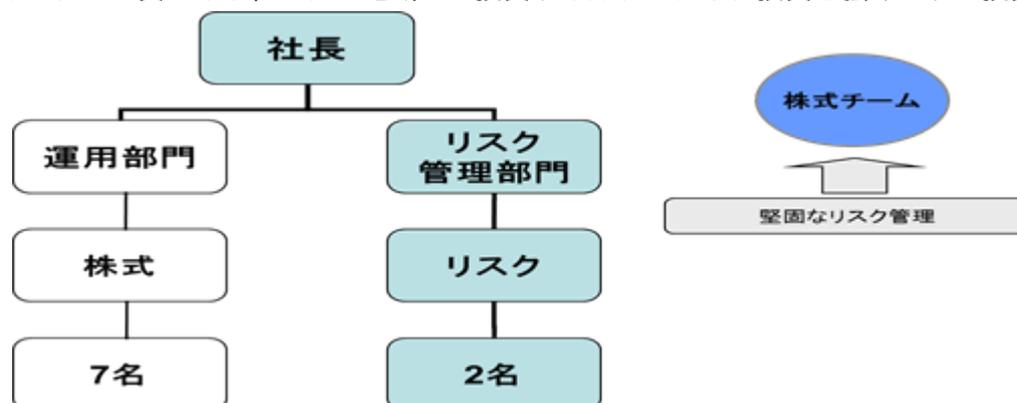
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社）からは、受託業務の内部統制の有効性についての監査人によりの報告書を定期的に受領して検証し、必要な場合には受託会社の運営体制を実査することとしております。

スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドにおける投資助言体制

（平成26年11月末日現在）

スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドは、香港を本拠地とするS P A R Xグループの一員であり、アジア地域への投資やオルタナティブ投資を強みとする投資助言会社です。



< 投資助言責任者 >

Poh Chung Fong(ポー チュン フォン)

アジア株式運用チーム・ファンド・マネージャー

MBA・CFA資格保持者

運用経験年数：14年(他社での運用経験：2年、当社での運用経験12年)

(4) 略

(5) 【投資制限】

中略

法令に定められた投資制限

< 訂正前 >

1) ~ 2) 略

3) 信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした指図を行わないものとしします。

< 訂正後 >

1) ~ 2) 略

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした指図を行わないものとしします。

上記を管理する方法として、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2「信用リスク集中回避のための投資制限」第1項において規定される一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことといたします。

3 【投資リスク】

中略

< リスクの管理体制 >

< 訂正前 >

略

図略

上記リスク管理体制は平成26年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

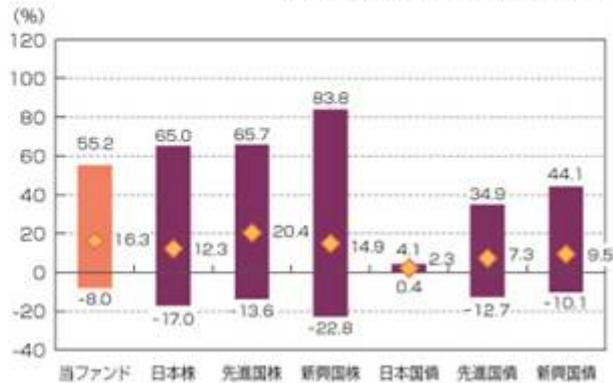
中略

< リスクの定量的比較 >

<日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)>

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
(2009年12月～2014年11月)

※上記グラフは、2009年12月～2014年11月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2009年12月～2014年11月)

※上記グラフは、2009年12月～2014年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社およびその許諾者に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出、公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

新興国債：シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

シティ新興国市場国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出、公表されている、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

<訂正後>

略

図略

上記リスク管理体制は平成27年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

中略

<リスクの定量的比較>

<日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)>

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2010年6月～2015年5月)



※上記グラフは、2010年6月～2015年5月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2010年6月～2015年5月)



※上記グラフは、2010年6月～2015年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社およびその許諾者に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出、公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

新興国債：シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

シティ新興国市場国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出、公表されている、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

4【手数料等及び税金】

(1)～(2) 略

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.9234%（税抜0.855%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社との配分は次の通りです。（税抜）

委託会社	販売会社	受託会社
年0.17%	年0.65%	年0.035%

以下略

<訂正後>

信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.9234%（税抜0.855%）の率を乗じて得た金額とします。

運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社との配分は次の通りです。（税抜）

委託会社	販売会社	受託会社
年0.17%	年0.65%	年0.035%

以下略

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

略

ファンドは以下の費用も負担します。

中略

8．会計監査費用

以下略

<訂正後>

略

ファンドは以下の費用も負担します。

中略

8．会計監査費用__

会計監査費用は、ファンドの監査人に対する報酬および費用です。

以下略

(5)【課税上の取扱い】

第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い は以下の通り更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）との損益通算が可能です。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について平成49年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）となります。平成50年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

個別元本について

1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成27年5月末日現在のものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（注）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<ご参考>

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

上記は、平成27年5月末日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

平成28年1月1日以降、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」が開始されます。

法人の場合は上記とは異なります。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

以下略

5【運用状況】

第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 については、以下の通り更新・訂正されま
す。

<更新・訂正後>

以下は2015年5月29日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ケイマン諸島	38,307,504	87.03
親投資信託受益証券	日本	10,791	0.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,698,264	12.95
合計(純資産総額)		44,016,559	100.00

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単 価(円) 下段：評価単 価(円)	上段：簿価金 額(円) 下段：評価金 額(円)	投資比 率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資証券	PMA・アジア・ ミドルイースト	-	3,282	10,584.26 11,672.00	34,737,528 38,307,504	87.03
2	日本	親投資信託 受益証券	スパークス・マ ネー・マザーファ ンド	-	10,659	1.0124 1.0124	10,791 10,791	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/ 外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	-	0.02
投資証券	外国	-	87.03
合計			87.05

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) スパークス・マネー・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	10,002,000	73.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,569,541	26.30
合計(純資産総額)		13,571,541	100.00

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単 価(円) 下段：評価単 価(円)	上段：簿価金 額(円) 下段：評価金 額(円)	投資比 率 (%)
1	日本	国債証券	第331回中 期国債2年	0.1% 2015年8月15日	10,000,000	100.07 100.02	10,006,800 10,002,000	73.70

(注) 国債証券の業種欄には、利率、償還日を表示しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/ 外国	業種	投資比率 (%)
国債証券	国内	-	73.70
合計			73.70

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2009年11月10日)	41,423,880	41,423,880	1.4878	1.4878
2期	(2010年11月10日)	21,525,858	21,525,858	1.6003	1.6003
3期	(2011年11月10日)	16,069,318	16,069,318	1.5386	1.5386
4期	(2012年11月12日)	17,824,974	17,824,974	1.7046	1.7046
5期	(2013年11月11日)	23,583,042	23,583,042	2.2707	2.2707
6期	(2014年11月10日)	36,594,119	36,594,119	2.7343	2.7343
	2014年5月末日	26,109,783		2.4728	
	2014年6月末日	27,579,892		2.4743	
	2014年7月末日	30,748,451		2.5831	
	2014年8月末日	33,580,703		2.6429	
	2014年9月末日	43,522,052		2.6499	
	2014年10月末日	35,598,888		2.6580	
	2014年11月末日	35,346,697		2.8198	
	2014年12月末日	34,614,760		2.8061	
	2015年1月末日	36,159,751		2.8032	
	2015年2月末日	38,001,690		2.8393	
	2015年3月末日	37,855,688		2.8312	
	2015年4月末日	43,316,597		2.9915	
	2015年5月末日	44,016,559		3.0233	

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2008年11月12日 至 2009年11月10日	0.0000
2期	自 2009年11月11日 至 2010年11月10日	0.0000
3期	自 2010年11月11日 至 2011年11月10日	0.0000
4期	自 2011年11月11日 至 2012年11月12日	0.0000
5期	自 2012年11月13日 至 2013年11月11日	0.0000
6期	自 2013年11月12日 至 2014年11月10日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資 産(分配落)円	当期末 1口当たり純資 産(分配付)円	収益率 %
1期	自 2008年11月12日 至 2009年11月10日	1.0000	1.4878	48.78
2期	自 2009年11月11日 至 2010年11月10日	1.4878	1.6003	7.56
3期	自 2010年11月11日 至 2011年11月10日	1.6003	1.5386	3.86
4期	自 2011年11月11日 至 2012年11月12日	1.5386	1.7046	10.79
5期	自 2012年11月13日 至 2013年11月11日	1.7046	2.2707	33.21
6期	自 2013年11月12日 至 2014年11月10日	2.2707	2.7343	20.42
7期(中間期)	自 2014年11月11日 至 2015年5月10日	2.7343	2.9266	7.03

(注) 収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額(分配落の額。以下「前期末純資産額」という。)を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2008年11月12日 至 2009年11月10日	28,988,525	1,145,222
2期	自 2009年11月11日 至 2010年11月10日	7,658,970	22,050,777
3期	自 2010年11月11日 至 2011年11月10日	3,081,863	6,089,234
4期	自 2011年11月11日 至 2012年11月12日	1,674,246	1,661,140
5期	自 2012年11月13日 至 2013年11月11日	4,908,158	4,979,362
6期	自 2013年11月12日 至 2014年11月10日	9,040,632	6,043,291
7期(中間期)	自 2014年11月11日 至 2015年5月10日	4,590,628	3,336,481

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

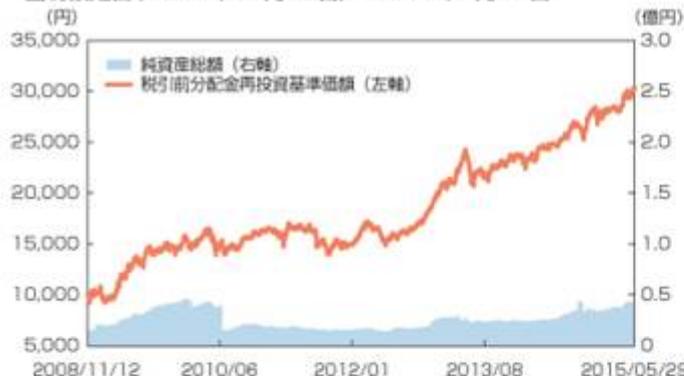
(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

(2015年5月29日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■基準価額(税引前分配金再投資ベース)・純資産総額の推移
当初設定日(2008年11月12日)～2015年5月29日

※基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものと計算したものです。

■基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	30,233円
純資産総額	0.44億円

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	
第2期	2010年11月	0円
第3期	2011年11月	0円
第4期	2012年11月	0円
第5期	2013年11月	0円
第6期	2014年11月	0円
設定来累計	0円	

※最近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■ファンドの資産配分

資産の種類	比率
PMA・アジア・ミドルイースト・ファンド	87.0%
スパークス・マネー・マザーファンド	0.0%
現金等	13.0%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■組入投資信託証券の資産の状況
(PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド)

通貨別配分

通貨	比率
1 香港ドル	35.7%
2 豪ドル	17.4%
3 韓国ウォン	12.7%
4 台湾ドル	11.7%
5 シンガポールドル	7.9%
その他	14.6%
合計	100.0%

業種別配分

業種	比率
1 金融	27.9%
2 資本財	17.1%
3 一般消費財	15.7%
4 電気通信サービス	12.1%
5 公益事業	10.8%
その他	16.4%
合計	100.0%

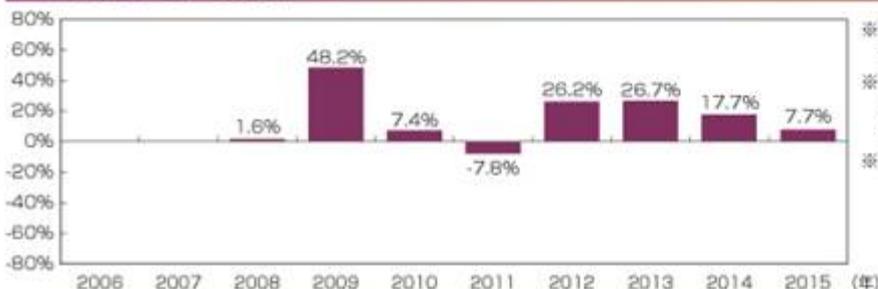
※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類に基づきます。

地域・国別配分

地域	国名	比率	比率
アジア太平洋	香港	20.8%	88.8%
	オーストラリア	16.5%	
	中国	13.2%	
	韓国	12.0%	
	その他	26.3%	
中東	UAE	3.4%	6.3%
	カタール	1.6%	
	サウジアラビア	0.7%	
	モロッコ	0.6%	
現金等	—	4.9%	4.9%
合計		100.0%	100.0%

※スパークス・アジアの内部データを元に、スパークス・アセット・マネジメントが作成。
 ※比率はPMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドを100%とした場合の構成比です。
 ※P-NOTEやADR等に投資している銘柄の通貨は、現地通貨ベースで算出しています。
 P-NOTEとは、株式や株価指数の価格変動に運用成果が連動する債券のことです。
 ADRとは、主に米国で取引される、株式を代替する預託証券のことです。

年間収益率の推移



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。
 ※2008年は設定日(2008年11月12日)から年末までの収益率、2015年は1月1日から5月末までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドはベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】**1 略****2【換金（解約）手続等】**

中略

<訂正前>

<お申込不可日>

香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等（以下「海外市場の休業日」といいます。）には、購入・換金（スイッチングを含みます。）の申込受付を行いません。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

「海外市場の休業日」は以下の通りです。（2015年2月から2016年3月までを掲載）

年	月	海外市場の休業日
2015年	2月	18日、19日、20日
	3月	-
	4月	3日、6日、7日
	5月	1日、18日、25日
	6月	15日
	7月	1日、6日
	8月	31日
	9月	28日
	10月	1日、21日
	11月	9日
	12月	25日、28日
	2016年	1月
2月		8日、9日、10日
3月		25日、28日

上記スケジュールは2014年12月22日現在において知りうる暦によるものであり、祝祭日に変更があった場合は、上記スケジュールが変更になる場合があります。

<訂正後>

<お申込不可日>

香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等（以下「海外市場の休業日」といいます。）には、購入・換金（スイッチングを含みます。）の申込受付を行いません。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

「海外市場の休業日」は以下の通りです。（2015年2月から2016年3月までを掲載）

年	月	海外市場の休業日
2015年	1月	26日
	2月	18日、19日、20日
	3月	-
	4月	3日、6日、7日
	5月	1日、18日、25日
	6月	15日
	7月	1日、6日
	8月	31日
	9月	3日、28日
	10月	1日、21日
	11月	9日
	12月	25日、28日
2016年	1月	25日
	2月	8日、9日、10日
	3月	25日、28日

上記スケジュールは2015年7月16日現在において知りうる暦によるものであり、祝祭日に変更があった場合は、上記スケジュールが変更になる場合があります。

3～4 略

第3【ファンドの経理状況】

第二部 ファンド情報 第3 ファンド経理状況 1 財務諸表については、以下の財務諸表が追加されます。

<更新・追加後>

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- 2) 中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第7期中間計算期間（平成26年11月11日から平成27年5月10日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく中間監査を受けております。

中間財務諸表

【日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第7期中間計算期間末 (平成27年5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		269,004
コール・ローン		11,053,404
投資証券		31,884,398
親投資信託受益証券		10,791
未収利息		9
流動資産合計		43,217,606
資産合計		43,217,606
負債の部		
流動負債		
未払解約金		189,864
未払受託者報酬		6,946
未払委託者報酬		162,751
その他未払費用		19,798
流動負債合計		379,359
負債合計		379,359
純資産の部		
元本等		
元本		14,637,515
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		28,200,732
（分配準備積立金）		6,304,866
元本等合計		42,838,247
純資産合計		42,838,247
負債純資産合計		43,217,606

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 平成26年11月11日 至 平成27年5月10日
営業収益	
受取配当金	547,885
受取利息	280
有価証券売買等損益	2,146,870
営業収益合計	2,695,035
営業費用	
受託者報酬	6,946
委託者報酬	162,751
その他費用	19,798
営業費用合計	189,495
営業利益	2,505,540
経常利益	2,505,540
中間純利益	2,505,540
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	210,343
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	23,210,751
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,502,681
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,502,681
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,807,897
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,807,897
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	28,200,732

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期中間計算期間	
	自	平成26年11月11日
	至	平成27年5月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 「投資証券」 移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額で評価しております。 (2) 「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 「受取配当金」 受取配当金は、原則として投資信託受益証券、もしくは投資証券の収益分配金落ち日において、収益分配金額を計上しております。 (2) 「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第7期中間計算期間末 (平成27年5月10日現在)
1 中間計算期間末日における受益権の総数	14,637,515口
2 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.9266円 (29,266円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期中間計算期間
自 平成26年11月11日
至 平成27年5月10日
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期中間計算期間
	自 平成26年11月11日 至 平成27年5月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	<p>有価証券</p> <p>有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。</p>

(その他の注記)

1. 元本の移動

区分	第7期中間計算期間
	自 平成26年11月11日 至 平成27年5月10日
期首元本額	13,383,368円
期中追加設定元本額	4,590,628円
期中一部解約元本額	3,336,481円

2. デリバティブ取引関係

第7期中間計算期間
自 平成26年11月11日 至 平成27年5月10日
該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「スパークス・マネー・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・マネー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成27年5月10日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		3,566,757
国債証券		10,002,600
未収利息		2,269
前払費用		-
流動資産合計		13,571,626
資産合計		13,571,626
純資産の部		
元本等		
元本	1	13,404,978
剰余金		
剰余金又は欠損金()		166,648
元本等合計		13,571,626
純資産合計		13,571,626
負債純資産合計		13,571,626

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年11月11日 至 平成27年5月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「国債証券」 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会の売買統計値（平均値）の何れかに基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

区 分	(平成27年5月10日現在)
1. 期首	平成26年11月11日
期首元本額	13,404,978 円
期首より計算期間末日までの追加設定元本額	- 円
期首より計算期間末日までの一部解約元本額	- 円
計算期間末日における元本の内訳	
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）	13,394,319 円
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）	10,659 円
(合計)	13,404,978 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	13,404,978 口
3. 1口当たり純資産額	1.0124 円
(1万口当たり純資産額)	(10,124 円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

[次へ](#)

(参考情報/「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」)

組入資産の明細(2015年5月8日現在)

(1) 外国株式等

銘柄	株数	評価額		業種等	備考
		外貨建金額	基準通貨建金額		
(オーストラリア市場)	百株	千豪ドル	千円		
Amcort Ltd	195	263	24,980	容器・包装	
Ausnet Services	4,760	688	65,378	電力	
Australia and New Zealand Banking Group Ltd (AUD)	224	725	68,897	主要銀行	
BHP Billiton Ltd	75	236	22,411	各種金属・鉱業	
Scentre Group REIT	3,586	1,356	128,839	不動産投資信託	
TABCORP Holdings Ltd	1,804	825	78,374	カジノ・ギャンブル	
Telstra Corp Ltd	4,037	2,491	236,742	主要通信	
Transurban Group	2,048	1,994	189,557	その他輸送	
Westfield Corp REIT	1,084	1,025	97,434	不動産投資信託	
小計	株数、金額 銘柄数<比率>	17,813 9銘柄	9,602 <16.1%>		
(香港市場)	百株	千香港ドル	千円		
AIA Group Ltd	1,936	9,922	153,578	生命・健康保険	
China State Construction International Holdings Ltd (HKSE)	8,180	11,452	177,261	建設・土木	
Guangdong Investment Ltd	7,840	8,671	134,215	コングロマリット	
Haier Electronics Group Co Ltd	3,800	8,493	131,459	電化製品	
Hong Kong Exchanges & Clearing Ltd (HKSE)	346	9,819	151,992	投資銀行・ブローカー	
Hutchison Whampoa Ltd	410	4,567	70,697	コングロマリット	
Industrial and Commercial Bank of China Ltd H Shrs	8,840	5,781	89,487	主要銀行	
Jiangsu Expressway Co Ltd H Shrs	7,940	8,369	129,536	その他輸送	
Power Assets Holdings Ltd	2,445	19,193	297,084	電力	
SJM Holdings Ltd	2,620	2,636	40,797	カジノ・ギャンブル	
Sands China Ltd	1,056	3,485	53,940	カジノ・ギャンブル	
Soho China Ltd	9,900	5,693	88,112	不動産開発	
Tencent Holdings Ltd	321	4,943	76,517	インターネット・ソフトウェア	
Want Want China Holdings Ltd	3,430	2,881	44,597	食品総合	
Zhejiang Expressway Co Ltd H Shrs	11,540	13,409	207,560	その他輸送	
小計	株数、金額 銘柄数<比率>	70,604 15銘柄	119,315 <32.5%>		
(インドネシア市場)	百株	千インドネシアルピア	千円		
Telekomunikasi Indonesia Persero Tbk	11,148	3,188,328	29,200	主要通信	
小計	株数、金額 銘柄数<比率>	11,148 1銘柄	3,188,328 <0.5%>		
(韓国市場)	百株	千韓国ウォン	千円		
Grand Korea Leisure Co Ltd	203	823,976	90,819	カジノ・ギャンブル	
Hyundai Department Store Co Ltd	50	723,814	79,779	デパート	
Hyundai Motor Co	20	339,772	37,450	自動車	
KCC Corp	4	216,597	23,873	建設資材	
KIA Motors Corp	184	959,786	105,788	自動車	
KT Corp	272	835,693	92,110	主要通信	
KT&G Corp	41	395,650	43,609	タバコ	

銘柄	株数	評価額		業種等	備考
		外貨建金額	基準通貨建金額		
(韓国市場)	百株	千韓国ウォン	千円		
Samsung Electronics Co Ltd	7	975,402	107,509	電化製品	
小計	株数、金額	782	5,270,690	580,937	
	銘柄数<比率>	8銘柄		<10.2%>	
(マレーシア市場)	百株	千マレーシア・リンギット	千円		
AirAsia	3,908	871	29,064	旅客航空輸送業	
British American Tobacco Malaysia	225	1,490	49,675	タバコ	
Malayan Banking	2,771	2,574	85,848	地方銀行	
小計	株数、金額	6,904	4,935	164,587	
	銘柄数<比率>	3銘柄		<2.9%>	
(フィリピン市場)	百株	千フィリピン・ペソ	千円		
Emperador Inc	10,583	12,086	32,515	アルコール飲料	
Philippine Long Distance Telephone Co (MANI)	173	48,949	131,690	主要通信	
Puregold Price Club Inc	1,244	4,920	13,236	食品小売り	
小計	株数、金額	12,000	65,955	177,441	
	銘柄数<比率>	3銘柄		<3.1%>	
(シンガポール市場)	百株	千シンガポール・ドル	千円		
CapitaMall Trust REIT	5,455	1,162	104,804	不動産投資信託	
Global Logistic Properties Ltd	5,590	1,498	135,129	不動産開発	
Religare Health Trust REIT	7,300	737	66,504	不動産投資信託	
Suntec REIT	6,520	1,128	101,741	不動産投資信託	
小計	株数、金額	24,865	4,525	408,178	
	銘柄数<比率>	4銘柄		<7.2%>	
(タイ市場)	百株	千タイバート	千円		
Advanced Info Service Pcl NVDR	532	12,662	45,325	無線通信	
小計	株数、金額	532	12,662	45,325	
	銘柄数<比率>	1銘柄		<0.8%>	
(台湾市場)	百株	千台湾ドル	千円		
Chunghwa Telecom Co Ltd	1,142	11,298	44,171	主要通信	
Giant Manufacturing Co Ltd	1,060	28,312	110,686	娯楽用品	
Gigabyte Technology Co Ltd	3,110	11,585	45,291	電気部品	
MediaTek Inc	310	11,672	45,630	半導体	
President Chain Store Corp	560	12,600	49,260	食品小売り	
Taiwan Cement Corp	5,700	24,254	94,819	建設資材	
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	3,110	45,562	178,123	半導体	
Teco Electric & Machinery Co Ltd	2,680	8,147	31,852	電気製品	
Wistron Corp	2,333	5,880	22,989	コンピューター・ハードウェア	
小計	株数、金額	20,006	159,309	622,819	
	銘柄数<比率>	9銘柄		<11.0%>	
合計	株数、金額	164,653		4,787,932	
	銘柄数<比率>	53銘柄		<84.3%>	

(注1) 基準通貨建金額は、当該ファンドの基準通貨（日本円）建の金額で、当該ファンドの計理基準に基づき換算されています。

(注2) <>は、当該ファンドの純資産総額に対する評価額の比率。

(注3) 上記の銘柄保有状況および評価額の情報は、当該ファンドの受託会社によって提供された情報に基づきますが、外部監査人による監査を受けておりません。

(2) 株価連動証券

銘柄	種類	額面/証券数	評価額		原証券情報	
			外貨建金額	基準通貨建金額	市場	業種
Deutsche (Kangwon Land Inc) P Note 12/04/2017	Participation Notes	千	千米ドル	千円	韓国	カジノ・ギャンブル
Deutsche Bank (Air Arabia) CWts 07/31/2017	Equity Warrants	34	1,154	138,435	ドバイ	旅客航空輸送業
Deutsche Bank (Emirates NBD PJSC) CWts 12/27/2017	Equity Warrants	608	260	31,192	ドバイ	地方銀行
Deutsche Bank (Etihad Etisalat Co) CWts 09/27/2016	Equity Warrants	139	379	45,517	オマーン	無線通信
Deutsche Bank (First Gulf Bank) CWts 02/11/2019	Equity Warrants	36	359	43,053	アラブ首長国連邦	無線通信
Deutsche Bank (Maroc Telecom (CAS)) CWts 12/27/2017	Equity Warrants	141	578	69,323	アラブ首長国連邦	地方銀行
Deutsche Bank (Qatar Electricity & Water Co) CWts 04/14/2017	Equity Warrants	25	329	39,424	カタール	主要通信
Deutsche Bank London (Dubai Islamic Bank) 03/01/2017	Equity Warrants	12	721	86,493	カタール	電力
		194	353	42,366	ドバイ	地方銀行
合計	株数、金額	1,190	4,131	495,802		
	銘柄数<比率>	8銘柄		<8.7%>		

(注1) 基準通貨建金額は、当該ファンドの基準通貨（日本円）建の金額で、当該ファンドの計理基準に基づき換算されています。

(注2) <>は、当該ファンドの純資産総額に対する評価額の比率。

(注3) 原証券情報は、各株価連動証券が値動きを参照している株式銘柄の情報を掲載しています。

(注4) 上記の銘柄保有状況および評価額の情報は、当該ファンドの受託会社によって提供された情報に基づきますが、外部監査人による監査を受けておりません。

2【ファンドの現況】

第二部 ファンド情報 第3 ファンド経理状況 2 ファンドの現況 については、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

（平成27年5月29日現在）

資産総額	44,256,643 円
負債総額	240,084 円
純資産総額(-)	44,016,559 円
発行済口数	14,559,072 口
1口当たり純資産額(/)	3.0233 円

（参考）スパークス・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

（平成27年5月29日現在）

資産総額	13,571,541 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	13,571,541 円
発行済口数	13,404,978 口
1口当たり純資産額(/)	1.0124 円

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】**

<訂正前>

(1) 資本金の額（平成26年11月末日現在）

資本金 25億円

発行可能株式総数 50,000株

発行済株式総数 50,000株

最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（平成26年11月末日現在）

～ 略

<訂正後>

(1) 資本金の額（平成27年5月末日現在）

資本金 25億円

発行可能株式総数 50,000株

発行済株式総数 50,000株

最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（平成27年5月末日現在）

～ 略

2【事業の内容及び営業の概況】

第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 は以下の通り更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託者の運用する投資信託は平成27年5月29日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	28	102,015
単位型株式投資信託	4	2,981
合計	32	104,996

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第346号

加入協会 / 日本証券業協会 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

3【委託会社等の経理状況】

第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 は、以下の財務諸表に更新されます。

<更新後>

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		4,585		4,478
預託金		500		500
未収委託者報酬		221		298
未収投資顧問料		383		534
前払費用		25		31
未収収益		27		31
未収入金		3		4
繰延税金資産		-		128
その他		1		2
流動資産合計		5,749		6,009
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	67	2	61
工具、器具及び備品	2	58	2	39
有形固定資産合計		126		100
無形固定資産				
ソフトウェア		8		5
無形固定資産合計		8		5
投資その他の資産				
差入保証金		27		27
長期前払費用		5		3
投資その他の資産合計		32		31
固定資産合計		167		137
資産合計		5,916		6,147
(負債の部)				
流動負債				
預り金		123		73
未払手数料		47		53
その他未払金	3	856	3	1,020
未払法人税等		304		148
未払消費税等		64		13
前受金		237		271
流動負債合計		1,633		1,581
固定負債				
資産除去債務		37		37
繰延税金負債		11		9
固定負債合計		48		46
特別法上の準備金				
金融商品取引責任準備金	1	0	1	0
特別法上の準備金合計		0		0
負債合計		1,681		1,627

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	27	27
その他資本剰余金	19	19
資本剰余金合計	47	47
利益剰余金		
利益準備金	-	120
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,688	1,853
利益剰余金合計	1,688	1,973
株主資本合計	4,235	4,520
純資産合計	4,235	4,520
負債純資産合計	5,916	6,147

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成25年4月1日	(自	平成26年4月1日
	至	平成26年3月31日)	至	平成27年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		1,970		1,405
投資顧問料収入		2,519		2,497
受入手数料		443		423
その他営業収益		4		4
営業収益計		4,937		4,330
営業費用				
支払手数料		274		227
広告宣伝費		33		64
調査費		147		152
委託計算費		16		17
営業雑経費				
通信費		13		13
印刷費		3		5
協会費		6		8
諸会費		2		1
その他		2		2
営業費用計		500		493
一般管理費				
給料		942		947
役員報酬		70		55
給料・手当		549		607
賞与		322		283
旅費交通費		98		78
事務委託費	1	306	1	267
業務委託費		254		250
不動産賃借料		66		69
租税公課		27		23
固定資産減価償却費		31		33
交際費		13		12
諸経費		82		63
一般管理費計		1,823		1,747
営業利益		2,612		2,088
営業外収益				
受取利息		0		1
受取賃貸料		-		5
為替差益		35		114
雑収入		0		1
営業外収益計		37		122
営業外費用				
雑損失		0		0
営業外費用計		0		0
経常利益		2,648		2,211
特別損失				
金融商品取引責任準備金繰入額		-		0
特別損失計		-		0

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成25年4月1日	(自	平成26年4月1日
	至	平成26年3月31日)	至	平成27年3月31日)
税引前当期純利益		2,648		2,211

法人税、住民税及び事業税	961	856
法人税等調整額	1	130
法人税等合計	960	726
当期純利益	1,688	1,484

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,500	104	499	603	145	426	281	2,822	2,822
当期変動額									
資本準備金の取崩		104	104	-				-	-
その他資本剰余金から繰越利益剰余金へ振替			281	281	-	281	281	-	-
利益準備金の取崩					145	145	-	-	-
剰余金の配当			275	275				275	275
配当に伴う資本準備金積立額		27	27	-				-	-
当期純利益						1,688	1,688	1,688	1,688
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	77	479	556	145	2,115	1,969	1,413	1,413
当期末残高	2,500	27	19	47	-	1,688	1,688	4,235	4,235

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,500	27	19	47	-	1,688	1,688	4,235	4,235
当期変動額									
剰余金の配当						1,200	1,200	1,200	1,200
配当に伴う利益準備金積立額					120	120	-	-	-
当期純利益						1,484	1,484	1,484	1,484
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	120	164	284	284	284
当期末残高	2,500	27	19	47	120	1,853	1,973	4,520	4,520

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
時価のないもの	総平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（4年～5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5	1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5
2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 19百万円 工具、器具及び備品 24百万円	2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 28百万円 工具、器具及び備品 46百万円
3. 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 729百万円	3. 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 654百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 250百万円	1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 223百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月17日 定時株主総会	普通株式	275	資本剰余金	5,500	平成25年3月31日	平成25年7月14日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成26年3月31日	平成26年6月26日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

有価証券及び投資有価証券は、主にシードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,585	4,585	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	221	221	-
(4) 未収投資顧問料	383	383	-
(5) 未収収益	27	27	-
資産計	5,718	5,718	-
(1) 未払手数料	47	47	-
(2) その他未払金	856	856	-
負債計	903	903	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,585	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	221	-	-	-
未収投資顧問料	383	-	-	-
未収収益	27	-	-	-
合計	5,718	-	-	-

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,478	4,478	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	298	298	-
(4) 未収投資顧問料	534	534	-
(5) 未収収益	31	31	-
資産計	5,843	5,843	-
(1) 未払手数料	53	53	-
(2) その他未払金	1,020	1,020	-
負債計	1,074	1,074	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,478	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	298	-	-	-
未収投資顧問料	534	-	-	-
未収収益	31	-	-	-
合計	5,843	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	145百万円	139百万円
資産除去債務	13	11
未払事業税	67	31
未確定債務否認	10	97
金融商品取引責任準備金	0	0
繰延税金資産小計	237	280
評価性引当額	237	151
繰延税金資産合計	-	128
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する資産計上額	11	9
繰延税金負債合計	11	9
繰延税金資産の純額	11	119

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.6%
（調整）		
税率変更による差異等	-	0.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.2
住民税均等割	-	0.1
評価性引当金の増減	-	3.6
その他	-	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.8

なお、前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.30%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度末（平成26年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度末（平成27年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
2,512	801	1,306	290	27	4,937

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SPARX Overseas Ltd.	1,306	投信投資顧問業
A社（注）	580	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
1,940	1,170	842	344	32	4,330

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SPARX Overseas Ltd.	842	投信投資顧問業
A社（注）	658	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,492	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ 管理会社	業務委託 (注1) (注2)	250	未払金	53
							運用報酬等の受取 (注1) (注2)	104	未収投資顧問料	18
							配当金の支払	275	-	-
							連結納税による個別帰属額	675	未払金	675

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1) (注2)	1,263	未収投資顧問料	72
						販売会社	手数料の受取 (注1) (注2)	38	未収収益	8
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	21,501	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1) (注2)	9	未収投資顧問料	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	8,517	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社	業務委託 (注1) (注2)	223	未払金	83
							運用報酬等の受取 (注1) (注2)	132	未収投資顧問料	24
							配当金の支払	1,200	-	-
							連結納税による個別帰属額	568	未払金	569

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562 千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	804	未収投資顧問料	86
						販売会社	手数料の受取 (注1)	33	未収収益	7
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	25,001 千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	4	未収投資顧問料	-
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都品川区	100 百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の支払 (注1) (注2)	24	未払金	23
本社事務所の賃貸						賃貸料の受取 (注1) (注2)	5	未収入金	1	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	84,709円17銭	1株当たり純資産額	90,408円31銭
1株当たり当期純利益金額	33,763円00銭	1株当たり当期純利益金額	29,699円13銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (平成26年3月31日)	当事業年度末 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	4,235	4,520
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末純資産額（百万円）	4,235	4,520
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	50,000	50,000

（注）2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益（百万円）	1,688	1,484
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	1,688	1,484
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000	50,000

（重要な後発事象）

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

4 略

5【その他】

< 訂正前 >

平成26年6月25日開催の定時株主総会にて、今後の事業展開に備えるため事業目的に「貸金業」を追加する旨の定款の一部変更決議を行っております。

< 訂正後 >

平成27年6月24日に開催の定時株主総会にて、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等ではない取締役及び社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役について責任限定契約を締結できるようにするため、定款第27条に取締役の責任免除に関する条項を、第32条に監査役の責任免除に関する条項を新たに新設する旨の定款の一部変更決議を行っております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 3,420億円（平成26年11月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 510億円（平成26年11月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称	資本金の額 （平成26年11月末日現在）	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	100億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	74.95億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	479.37億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	110.69億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

< 訂正後 >

受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 3,420億円（平成27年3月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 510億円（平成27年3月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称	資本金の額 （平成27年3月末日現在）	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	100億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

楽天証券株式会社	74.95億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	479.37億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	110.69億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 ~ 3 略

独立監査人の監査報告書

平成27年6月24日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 雅 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年6月26日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）の平成26年11月11日から平成27年5月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスク評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）の平成27年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年11月11日から平成27年5月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。